

訂正前

(資料編 P.5)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式（*1）	149
非上場株式（*1）	35
組合出資金（*2）	3
信金中央金庫出資金（*1）	4,526
合 計	4,714

(*1) 子会社・子法人等株式、非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金（*1）	95,000	—	20,000	—	10,000	22,500
有価証券（*1）						
満期保有目的の債券 その他有価証券のうち 満期があるもの	—	1,900	3,700	1,400	2,900	8,600
貸出金（*2）	67,124	40,359	38,799	31,476	25,291	164,683
合 計	165,449	47,659	69,799	39,082	55,034	408,006

(*1) 預け金及び有価証券のうち、期間の定めがないものは含めておりません。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金積金（*1）	627,483	110,805	44,484	2,208	16,996	390
借入金	79,300	16,000	15,800	6,800	—	—
合 計	706,783	126,805	60,284	9,008	16,996	390

(*1) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、32.まで同様であります。

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	
	地方債	—	—	
	社 債	2,090	2,108	18
	その他	1,500	1,535	35
	小 計	3,590	3,644	53
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	
	地方債	3,123	3,116	△7
	社 債	9,770	9,636	△133
	その他	2,000	1,928	△71
	小 計	14,893	14,681	△212
合 計	18,484	18,325	△158	

種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	3,457	2,132	1,325
	債 券	13,640	13,420	219
	国 債	2,366	2,278	87
	地方債	—	—	—
	社 債	11,273	11,142	131
	その他	37,093	35,467	1,626
小 計	54,191	51,020	3,170	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	370	388	△18
	債 券	107,014	120,065	△13,051
	国 債	72,125	81,578	△9,452
	地方債	1,599	1,653	△54
	社 債	33,289	36,833	△3,544
	その他	136,810	147,913	△11,102
小 計	244,195	268,367	△24,172	
合 計	298,386	319,388	△21,001	

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	3,383	892	△12
債 券	92,958	1,126	△4,669
国 債	69,869	858	△4,660
地方債	3,780	40	—
社 債	19,308	227	△8
その他	15,429	1,287	—
合 計	111,771	3,306	△4,681

32. 減損処理を行った有価証券
有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって

貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は170百万円(社債)であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、事業年度末において時価が簿価の50%程度以上下落したこと又は事業年度末において時価が簿価のおおむね30%以上50%程度未下落した場合で過去の一定期間の時価の推移や発行会社の業績の推移・信用度を考慮の上、時価の回復が認められないと判定した場合であります。

33. 当座貸越契約(含む総合口座)及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、87,136百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが15,672百万円あります。また、これらの契約は、融資実行されない場合も多く含まれており、融資未実行残高そのものが必ずしも当庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。

なお、これらの契約の大半は定期性預金を担保とした総合口座、保証会社が保証するローンが占めております。それ以外の契約については、必要に応じて定期預金等の担保の徵求や信用保証協会の保証を付けることで、与信保全上の措置等を講じております。

34. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,738百万円
減価償却損金算入限度超過額	113
固定資産減損損失	190
賞与引当金	97
その他有価証券評価差額金	5,862
その他	377
繰延税金資産小計	8,380
評価性引当額	△5,371
繰延税金資産合計	3,009
繰延税金負債	
前払年金費用	△135
その他	△0
繰延税金負債合計	△136
繰延税金資産の純額	2,873百万円

35. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項
企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債は該当ありません。

36. 担保評価基準適用の一部修正事項
過年度における当庫の担保評価基準の適用において、一部の担保不動産に鑑定評価取得漏れがあったため、当事業年度に鑑定評価を取得し、担保の処分可能見込額を見直した結果、貸倒引当金を379百万円取り崩しております。

損益計算書の注記

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 子会社との取引による収益総額 16,681千円
子会社との取引による費用総額 225,305千円
3. 出資1口当たり当期純利益金額 349円71銭
4. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、655,858千円であります。
5. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

訂正後

(資料編 P.5)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式（*1）	149
非上場株式（*1）	35
組合出資金（*2）	3
信金中央金庫出資金（*1）	4,526
合 計	4,714

(*1) 子会社・子法人等株式、非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金（*1）	95,000	—	20,000	—	10,000	22,500
有価証券（*1）						
満期保有目的の債券 その他有価証券のうち 満期があるもの	—	1,900	3,700	1,400	2,900	8,600
貸出金（*2）	67,124	40,359	38,799	31,476	25,291	164,683
合 計	165,449	47,659	69,799	39,082	55,034	408,006

(*1) 預け金及び有価証券のうち、期間の定めがないものは含めておりません。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金積金（*1）	627,483	110,805	44,484	2,208	16,996	390
借入金	79,300	16,000	15,800	6,800	—	—
合 計	706,783	126,805	60,284	9,008	16,996	390

(*1) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、32.まで同様であります。

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	
	地方債	—	—	
	社 債	2,090	2,108	18
	その他	1,500	1,535	35
	小 計	3,590	3,644	53
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	
	地方債	3,123	3,116	△7
	社 債	9,770	9,636	△133
	その他	2,000	1,928	△71
	小 計	14,893	14,681	△212
合 計	18,484	18,325	△158	

種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	3,457	2,132	1,325
	債 券	13,640	13,420	219
	国 債	2,366	2,278	87
	地方債	—	—	—
	社 債	11,273	11,142	131
	その他	37,093	35,467	1,626
小 計	54,191	51,020	3,170	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	370	388	△18
	債 券	107,014	120,065	△13,051
	国 債	72,125	81,578	△9,452
	地方債	1,599	1,653	△54
	社 債	33,289	36,833	△3,544
	その他	136,810	147,913	△11,102
小 計	244,195	268,367	△24,172	
合 計	298,386	319,388	△21,001	

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	3,383	892	△12
債 券	92,958	1,126	△4,669
国 債	69,869	858	△4,660
地方債	3,780	40	—
社 債	19,308	227	△8
その他	15,429	1,287	—
合 計	111,771	3,306	△4,681

32. 減損処理を行った有価証券
有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって

貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は170百万円(社債)であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、事業年度末において時価が簿価の50%程度以上下落したこと又は事業年度末において時価が簿価のおおむね30%以上50%程度未下落した場合で過去の一定期間の時価の推移や発行会社の業績の推移・信用度を考慮の上、時価の回復が認められないと判定した場合であります。

33. 当座貸越契約(含む総合口座)及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、87,136百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが15,672百万円あります。また、これらの契約は、融資実行されない場合も多く含まれており、融資未実行残高そのものが必ずしも当庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。

なお、これらの契約の大半は定期性預金を担保とした総合口座、保証会社が保証するローンが占めております。それ以外の契約については、必要に応じて定期預金等の担保の徵求や信用保証協会の保証を付けることで、与信保全上の措置等を講じております。

34. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,738百万円
減価償却損金算入限度超過額	113
固定資産減損損失	190
賞与引当金	97
その他有価証券評価差額金	5,862
その他	377
繰延税金資産小計	8,380
評価性引当額	△5,371
繰延税金資産合計	3,009
繰延税金負債	
前払年金費用	△135
その他	△0
繰延税金負債合計	△136
繰延税金資産の純額	2,873百万円

35. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項
企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債は該当ありません。

36. 担保評価基準適用の一部修正事項
過年度における当庫の担保評価基準の適用において、一部の担保不動産に鑑定評価取得漏れがあったため、当事業年度に鑑定評価を取得し、担保の処分可能見込額を見直した結果、貸倒引当金を379百万円取り崩しております。

損益計算書の注記

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 子会社との取引による収益総額 16,681千円
子会社との取引による費用総額 225,305千円
3. 出資1口当たり当期純利益金額 349円71銭
4. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、644,089千円であります。
5. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

お詫び:2024年度の顧客との契約から生じる収益の数値を訂正しております。